

表決権を行使するに当たり節度ある態度をとることを確認する決議

私たち議会議員は、住民から直接選挙で選ばれた住民代表である。町長もまた住民に直接選挙で選ばれた首長である。両者をして今日「二元代表制」といわれるゆえんである。

議員は、住民代表としての自覚を持ち、自らの言動に責任を持たねばならないことはいうまでもない。特に議員必携(全国町村議会議長会編)によれば、表決は議員にとってもっとも重要な基本的権限であり、議員としての存在意義は表決権の行使一つに集約できるとさえ言われている。当然のことながら有権者一人ひとりを選んだ議員の、採決における態度表明に注視している。

昨今の本町議会においては、相反する議案(請願、議員提出議案を含む)または相反するとまではいえないとしても、主旨の異なる議案の採決において、いずれにも賛意を表明するなど、上記表決権の行使において、きわめて不適切な態度表明が行われている傾向がある。

このような事態に、良識ある住民は本町議会に対して、不信感と不快感を抱いており、このまま放置すれば、住民代表としての議員の資質が問われるばかりではなく、議会のあり方そのものが厳しく問われることになりかねない。

よって、本町議会は、議会基本条例を遵守し、議員各自が品位の保持と節度ある態度を守り、住民との信頼関係を損ねることがないように、住民代表としての自覚と責任を持って議員活動を全うすることを改めて確認する意味で、ここに、決議する。

平成23年6月17日